

千葉県知事選挙

投票日時
3月17日(日)7時～20時

◆期日前投票のお知らせ

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、レジマーなどで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票所で「宣誓書」を記入の上、期日前投票をすることができます。

期間：3月1日(金)～16日(土)
場所：市役所1階102会議室、本納公民館／時間：8時30分～20時（本納公民館は17時まで）／入場整理券持参※期日前投票期間が確定申告期間と重なるため、本納支所での期日前投票所が本納公民館に変更になりますのでご注意ください。

◆投票できる方

日本国民で平成5年3月18日までに生まれ、平成24年11月27日までに本市に住民登録をし、引き続き居住している方で、市の選挙人名簿に登録されている方。
選挙人名簿に登録されている方、投票日までに県外へ転出した方は投票できません。

◆住所変更した方

①2月7日以降に市内で住所変更の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。
②平成24年11月28日以降に県内他市町村から本市に転入届出をし（移転は1回に限る）、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は投票日までに前住所地の投票所で投票することができます。

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

◆病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

（市内の指定病院・施設など）
山之内病院・長生病院・茂原中央病院・君塚病院・宍倉病院・菅原病院・鈴木神経科病院・茂原神経科病院・つくも苑・長生共楽園・実恵園・光風荘・ケアセンターカズさ・長生苑・真名実恵園

※全国の指定病院（施設）で不在者投票ができます。

◆滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などではかの市町村に滞在中で、投票日までに茂原市に帰れない方でも最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。

この場合、郵送に日数がかかりますのでお早めに本市選挙管理委員会へ不在者投票の請求を行ってください。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方に登録されていれば投票できませんので、投票所の受付へお申し出ください。

～市制施行60周年記念事業～

『茂原市防災講演会』を開催

3月23日(日)14時～16時（開場13時30分）

多くの方が犠牲となった東日本大震災において、釜石市では、約3,000人の小中学生の生存率が99.8%であったことから「釜石の奇跡」と呼ばれています。その立役者であった片田教授を茂原市に招き、防災への心構えや知識並びに防災意識についてお話をいただきます。

場所＝茂原市民会館／演題＝「想定を超える災害にどう備えるか～これから地域防災のあり方～」／講師＝群馬大学大学院工学研究科教授 片田敏孝氏／参加費＝無料／定員＝1,000人（当日先着順）※事前申込は受け付けていません）／主催＝茂原市／共催＝茂原商工会議所

お問い合わせは、市総務課防災対策室（4階）
☎(20)1519、Fax(20)1602へ。

要介護者で要介護状態区分が要介護5である方）で、投票所へ行くことが困難な場合に

所へ行く制度があります。

この制度をご利用になるに

は、氏名等を自書できること

が原則ですが、障害の内容が

一定要件に該当する場合は、代理記載制度もあります。

いずれの場合も「郵便等投

票証明書」の交付を受けてい

る方が利用できる制度ですの

で、証明書の交付を受けてい

ない方は至急お問い合わせく

ださい。

◆選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は3月8日(金)の

日・読売・毎日・産経・日経・

東京・千葉日報の朝刊に折り

込み配布します。また、現在

「広報もばら」を郵送で受け

取っている世帯には、直接郵

送します。

そのほか市の公共施設に公報ボックスを設置しますが、入手できない見込みの方は、お早めにお申し出ください。

お問い合わせは、

市選挙管理委員会（6階）
☎(20)1529、Fax(20)1604へ。